

伊江村導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業の実態等

伊江村は、沖縄本島北部の本部半島の北西約 9 キロの洋上に位置する離島で、南海岸には白い砂浜が広がり、北海岸は高さ 60 メートルの絶壁が続く景勝地となっている。

人口は平成 30 年 7 月 31 日現在、4,569 人となっており、平成 22 年は 4,737 人と 3.5%の減少となっている。人口減少の主な原因として、高校進学時において、生徒が島を離れ、仕事や結婚等で U ターン者が少ないことが考えられる。国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、今後も人口減少が予想されている。

産業構造については、本村の基幹産業は農水産業であるがその他にも、小売業、サービス業、建設業、製造業と多岐にわたって多様な業種が村の基盤を支えており、今後とも中小零細企業等に対し経営普及改善事業等などの基本施策を継続して推進するとともに、新たな事業展開の促進や事業拡大、設備投資を促進し技術向上・人材育成を支援することが、喫緊の課題である。

(2) 目標

生産性向上特別措置法第 37 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業の実態等導入を促すことで、県内でも設備投資が活発な自治体のひとつとなり、村の経済発展に寄与することが期待される。これを実現するための目標として、計画期間中に 3 件程度の先端設備導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が年平均 3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本村の主な産業は、農水産業であるが、その他にも、小売業、サービス業、建設業、製造業などの多岐に渡り、多様な業種が村内の経済及び雇用を支えているため、これらの産業で広く生産性向上を実現する必要がある。

したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法規則第 1 条第 1 項に定める先端設備全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

本村の産業の拠点は、東西南北それぞれの地域に広域的に分布していることから、本計画における対象地域は村内全域とする。

(2) 対象業種・事業

本村の主な産業は、農水産業であるが、その他にも、小売業、サービス業、建設業、製造業など多岐に渡り、多様な業種が村内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を支援するため、本計画における対象事業種は全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組みは、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。したがって、本計画においては、労働生産性が年平均3%以上向上すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から3年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備導入計画の計画期間は、3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

- (1) 人員削減を目的とした取組みを先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- (2) 公序良俗に反する取組や反社会的勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
- (3) 村税を滞納している者は先端設備導入計画の認定の対象としない。

(備考)

用紙の大きさは日本工業規格A4とする。